

桜川市利用者負担額徴収基準額表

◆1号認定(満3歳以上で幼稚園・認定こども園利用、4時間の幼児教育)

階層	所得階層区分	国基準額	市基準額
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯 均等割のみ世帯	3,000	3,000
3	市民税所得割 77,100 円以下	16,100	12,000
4	市民税所得割 211,200 円以下	20,500	17,000
5	市民税所得割 211,201 円以上	25,700	22,000

(1) 第2・第3階層で、以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施

① 対象：母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)

② 利用者負担額：

階層	利用者負担額
2	0
3	11,000

(2) 多子世帯の軽減措置

① 国の基準：小学3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合の第2子は半額、第3子は無料。また、第1子が小学3年までの範囲外になった場合は、これまでの第2子が第1子となる。
また、年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。

◆2号認定(満3歳以上で保育園・認定こども園利用での保育)

世帯の階層区分		国基準		市基準額			
階層	所得階層区分	3歳以上児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	6,000	6,000	5,000	4,900	5,000	4,900
3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	16,500	16,300	9,000	8,800	9,000	8,800
4	// 97,000 円未満	27,000	26,600	23,000	22,600	22,000	21,600
5	// 169,000 円未満	41,500	40,900	27,000	26,500	26,000	25,500
6	// 301,000 円未満	58,000	57,100	34,000	33,400	27,000	26,500
7	// 397,000 円未満	77,000	75,800	34,000	33,400	27,000	26,500
8	// 397,000 円以上	101,000	99,400	34,000	33,400	27,000	26,500

◆3号認定（満3歳未満で保育園・認定こども園での保育）

世帯の階層区分		国基準		市基準額	
階層	所得階層区分	3歳未満児		3歳未満児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	7,000	6,800
3	市町村民税 所得割課税額 48,600 円未満	19,500	19,300	12,000	11,700
4	// 97,000 円未満	30,000	29,600	26,000	25,500
5	// 169,000 円未満	44,500	43,900	33,000	32,400
6	// 301,000 円未満	61,000	60,100	45,000	44,200
7	// 397,000 円未満	80,000	78,800	54,000	53,000
8	// 397,000 円以上	104,000	102,400	69,000	67,800

・保育短時間利用における、利用者負担額は、保育標準時間利用単価から 1.7%減額した金額（100 円未満切り捨て）が単価となります。

（1）第2・第3階層で、以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

① 対象：母子(父子)世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

② 利用者負担額：

階層	利用者負担額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
2	0	0
3	11,000	8,000

（2） 多子世帯の軽減措置

① 国の基準：未就学児の子どもが2人以上いる場合の第2子は半額、第3子は無料。第1子が小学校に入学した場合は、これまでの第2子が第1子となる。また、年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。